

合併協定書

平成16年2月29日

西	条	市
東	予	市
丹	原	町
小	松	町

1 合併の方式

西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成16年11月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、西条市とする。

4 新市の事務所の位置

- (1) 新市の事務所の位置は、新庁舎建設までの間、現在の西条市役所とする。
- (2) 新市の事務所の事務の方式は、当分の間、総合支所方式とする。
- (3) 新庁舎の建設は新市建設計画に明記し、合併特例債の適用を受けることの出来る10年以内に建設する。
- (4) 新庁舎の建設場所は、合併前の西条市内とする。ただし、2市2町からの交通事情や住民の利便性を考慮し、現在の西条市役所より西の地域で、主要幹線沿線に適地を求めて建設する。

5 財産の取扱い

- (1) 2市2町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- (2) 財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成18年5月31日まで新市の議会議員として引き続き在任する。
- (2) 地方自治法第91条第2項の規定による新市の議会議員の定数は、34人とする。
- (3) 新市においては、合併後最初の選挙に限り、公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。

西条市の区域17人、東予市の区域10人、丹原町の区域4人、小松町の区域3人

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市に西条市の区域を区域とする農業委員会と東予市、丹原町及び小松町の区域を区域とする農業委員会の2つの農業委員会を置く。その期間は、平成17年7月19日までとし、その後は1つに統合する。
- (2) 2市2町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の住所地を管轄する農業委員会の選挙による委員として引き続き在任する。
- (3) 農業委員会等に関する法律第7条の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、40人とする。
- (4) 新市においては、農業委員会の統合後、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。なお、各区域の選挙区区域ごとの定数は、合併時までに調整する。
 - ① 西条市の区域 定数12人で4選挙区制とする。
 - ② 東予市の区域 定数14人で3選挙区制とする。
 - ③ 丹原町の区域 定数9人で3選挙区制とする。
 - ④ 小松町の区域 定数5人で1選挙区制とする。

8 地方税の取扱い

2市2町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 個人市民税の均等割の税率については、地方税法第310条の規定により、2,500円とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- (2) 個人市民税の普通徴収に係る納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- (3) 法人市民税の法人税割の税率については、西条市、東予市の例（制限税率14.7%）による。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- (4) 固定資産税の納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- (5) 軽自動車税の納期については、東予市の例により調整する。
- (6) 入湯税については、東予市、小松町の例による。
- (7) 前納報奨金に係る報奨金の算定基準については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- (8) 納税貯蓄組合については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。納税貯蓄組合長大会は、西条市の例により調整する。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 西条市、東予市、丹原町及び小松町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、合併後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。
- (4) 職階については、合併時に西条市の例をもとに級分類を調整し、統一を図る。
- (5) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保証したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。

10 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。

設置に当たっては、地域審議会の設置に関する事項のとおりとする。

地域審議会の設置に関する事項

(設置)

第1条 合併後、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

名 称	設 置 区 域
西条地区地域審議会	合併前の西条市の区域
東予地区地域審議会	合併前の東予市の区域
丹原地区地域審議会	合併前の丹原町の区域
小松地区地域審議会	合併前の小松町の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。ただし、必要があるときは期間を延長することができる。

(所掌事務)

第3条 審議会は、新市の設置区域ごとに、市長の諮問に応じて、当該区域に係る次の事項を審議し、答申する。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べができる。

(組織)

第4条 審議会は、各々委員15名以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員
- (2) 学識経験を有する者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第6条 各審議会に会長1名及び副会長1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長が、会議の議長となる。

4 委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議は、原則公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、出席委員の半数以上の賛成をもって非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(雑則)

第10条 このほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

11 特別職の職員の身分の取扱い

特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- (1) 市長、助役、収入役及び教育長の設置等については、法令の定めるところによる。給料の額は、西条市の例をもとに調整する。
- (2) 議会議員及び農業委員会委員の報酬の額については、西条市の例をもとに調整する。
- (3) 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、西条市の例をもとに調整する。
- (4) その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。なお、設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額等は現行の制度をもとに調整する。

12 条例・規則等の取扱い

条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整するものとする。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
- (2) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの
- (3) 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの
- (4) 失効するもの

13 組織及び機構の取扱い

新市の組織機構については、2市2町の現有の庁舎を有効かつ合理的に活用することを前提に、次の「新市における組織機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新市においては、常にその組織機構を見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

「新市における組織機構の整備方針」

(1) 基本方針

次の事項を基本方針として、新市の組織機構の整備を図る。

- ① 市民サービスの低下をきたさないよう配慮した組織機構
- ② 市民の声を適正に反映することができ、市民が利用しやすい組織機構
- ③ 簡素で効率的な組織機構
- ④ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- ⑤ 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- ⑥ 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ速やかに対応できる組織機構

(2) 個別整備方針

- ① 新市の事務の方式は、将来、本庁方式とするが、当分の間は、合併による住民生活への急激な影響を考慮し、また業務の円滑な執行を確保する観点から総合支所方式とし、現在の西条市役所を本庁とし、東予市役所、丹原町役場及び小松町役場は、それぞれ総合支所として設置する。
- ② 合併時における本庁は、市全体に係る政策・施策の企画立案、総合的な調整・管理事務及び総合支所が所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。

総合支所は、それぞれ合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、地域振興の拠点として主に住民サービスに関する事務を所掌する。

- ③ 大保木支所及び三芳支所は出張所とし、桜樹出張所、石根出張所及び2市2町が現有する出先機関は、現行のまま存続することを基本とする。
- ④ 2市2町に設置されている行政委員会等の組織機構については、業務の特殊性や地域性なども考慮しながら原則として整備統合を図る。

14 一部事務組合等の取扱い

- (1) 道前福祉衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事

務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。

- (2) 周桑事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。
- (3) 東予市・丹原町公共下水道事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。
- (4) 東予市土地開発公社及び周桑土地開発公社については、所有する財産を西条市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散するものとする。西条市土地開発公社については、西条市土地開発公社として存続するものとする。
- (5) 株式会社 西条産業情報支援センターの出資金については、新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。
- (6) 新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入するものとする。
- (7) 周桑病院企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぎ、市立病院として存続するものとする。
- (8) 西条市小松町共立大保木診療所協議会については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。
- (9) 東予市周桑郡丹原町入会山組合については、合併の日の前日に解散し任意組合に移行する。任意組合の事務については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
- (10) 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- (11) 愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- (12) 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入するものとする。
- (13) 愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入するものとする。

15 使用料・手数料等の取扱い

- (1) 施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。
- (2) 手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。ただし、一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市

の例により調整する。

16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等の取扱いについては、新市の一體性の速やかな確立を図るため、それぞれの団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。

17 補助金・交付金等の取扱い

補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。

- (1) 2市2町で同一又は同種の補助金等については、関係団体などの理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 2市2町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。
- (3) 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。

18 町名・字名の取扱い

- (1) 西条市、東予市については、新市名を付し、現在字名を継承する。
- (2) 丹原町については、「周桑郡丹原町大字」を「西条市丹原町」に置き換え、現在字名を継承する。
- (3) 小松町については、「周桑郡小松町大字」を「西条市小松町」に置き換え、現在字名を継承する。

19 慣行の取扱い

- (1) 市章については、合併後新たに定める。
- (2) 市民憲章については、合併後新たに定める。
- (3) 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。
- (4) 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。
- (5) 都市宣言等については、合併後調整する。

20 行政連絡機構等の取扱い

- (1) 自治会（区）の行政連絡機構のあり方及び自治会長（区長等）報償費につい

ては、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会（区）の意向をふまえ隨時調整する。

- (2) 広報配付システム等に関することについては、次のとおり調整する。
- ① 市から配付者までの送達方法については、関係自治組織・団体と協議し、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、配付者から住民への配付方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、隨時調整する。
 - ② 配付報償費等については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
 - ③ 放送責任者制度については、制度の見直しの方向で、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。

21 各種事務事業の取扱い

21-1 国民健康保険事業関係

(1) 国民健康保険税

- ① 税率（医療・介護）については、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、急激な負担増を緩和するため、財政支援措置を講ずることとし、その額については、保険給付費等の状況を勘案しながら調整する。なお、期間は、平成17年度から3年間を目安とする。
- ② 軽減措置については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- ③ 納期については、東予市、丹原町の例を基本とし、調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(2) 保健・医療費助成事業

- ① 短期人間ドック・脳ドックの対象者、助成割合については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
 - ア 短期人間ドックの対象者については、西条市の例により調整する。
 - イ 脳ドックの対象者については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。
 - ウ 短期人間ドックと脳ドックの重複受診の可否については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。
 - エ 短期人間ドック・脳ドック助成割合については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。
- ② はり・きゅう助成事業については、東予市の例により調整する。

(3) 保健貸付事業

- ① 高額療養費貸付事業については、西条市の例により調整する。
- ② 出産費貸付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。

(4) 出産、葬祭に関する任意給付事業

- ① 出産育児一時金給付事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ② 葬祭費給付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。

21-2 介護保険事業関係

(1) 介護保険事業計画

介護保険事業計画については、新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する。

(2) 介護保険運営協議会

介護保険運営協議会については、西条市の例により調整する。ただし、委員定数、任期等については、合併時に調整する。

(3) 介護認定調査、介護認定審査会

- ① 介護認定調査については、公平公正な調査が行われるよう合併時に調整する。
- ② 介護認定審査会については、公平公正な審査が行われるよう合併時に調整する。

(4) 保険給付

- ① 介護給付及び予防給付については、現行のとおりとする。
- ② 市町村特別給付については、サービスの低下にならないよう高齢者福祉事業で対応する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。

(5) 介護保険料の賦課徴収

- ① 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- ② 賦課期日・納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(6) 低所得者対策（介護保険料軽減措置）

低所得者対策（介護保険料軽減措置）については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

21-3 福祉関係

(1) 高齢者福祉

- ① 高齢者保健福祉計画については、新市移行後速やかに統一した計画を策定する。
- ② 生きがい活動支援通所事業については、新市移行後速やかに調整する。
- ③ 介護用品支給事業の実施方法については、西条市、小松町の例により調整する。事業内容については、小松町の例により調整する。利用対象者については、在宅の要介護1～5に認定された介護保険の被保険者又は6か月以上の寝たきり者等であって、おむつ等を必要とする者とする。利用者負担については、西条市、丹原町及び小松町の例により調整する。
ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- ④ 高齢者タクシー料金助成事業については、西条市の例により調整する。
- ⑤ 激励介護事業については、西条市の例により調整する。
- ⑥ 長寿者等褒章事業については、西条市の例により調整する。金婚夫婦表彰については、敬老会で実施するものとして調整する。
ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- ⑦ 敬老祝金支給事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- ⑧ 敬老会の実施方法については、西条市の例により調整する。対象者については、西条市、東予市の例により調整する。実施時期については、敬老月間中に開催することとして調整する。88歳以上の記念品については、西条市の例により、金婚記念品については、東予市の例により調整する。
ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(2) 障害者福祉

- ① 障害者等に対する公共施設使用料の減免については、西条市の例により調整する。
- ② 在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当は、西条市の例により調整する。
- ③ 重度障害者（児）タクシー利用助成事業については、東予市の例により調整する。
- ④ 障害者紙おむつ支給事業については、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- ⑤ 在宅心身障害者見舞金支給事業については、廃止の方向で検討する。
- ⑥ 重度心身障害者医療費助成事業については、東予市の例により実施し、隨時調整する。

(3) 児童福祉

- ① 放課後児童クラブ運営事業の対象児童については、西条市の例により、実施時間については、東予市の例により、費用負担については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
指導員の配置基準については、新市移行後速やかに調整する。

- ② 保育所の保育料については、国の徴収基準を基に、東予市の例を基本として調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- ③ 一時保育促進事業の公立保育所実施分については、現行のとおりとする。
私立保育園実施分については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、隨時調整する。
- ④ 延長保育促進事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、隨時調整する。
- ⑤ 乳幼児医療費助成事業については、東予市の例により実施し、隨時調整する。

(4) 母子福祉

- ① 母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業については、丹原町の例を基本に調整する。保証人については、西条市の例により調整する。
ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- ② 母子家庭等児童入学支援金支給事業については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。

(5) その他福祉

- ① 婦人相談・保護に関することについては、西条市の例により調整する。
- ② 災害見舞金支給事業（単独事業）については、西条市の例により調整する。
- ③ 戦没者追悼式等（慰靈祭）については、西条市の例にならい合同慰靈祭として実施することとし、実施日、場所等については、新市移行後速やかに調整する。

21-4 保健関係

(1) 健康教育（母子保健）

- ① 母親・両親学級の対象については、西条市、東予市の例により調整する。
ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。
- ② 離乳食講習会については、4か月児健診に併せて実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(2) 健康診査（母子保健）

- ① 妊婦一般健康診査については、現行のとおりとする。
- ② 乳児一般健康診査の受診票の交付時期については、新市移行後速やかに調整する。対象については、前期（5～6か月）、後期（9～10か月）とする。
ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- ③ 乳児健康診査の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。

④ 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の対象については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。

(3) **健康相談（母子保健）**

乳幼児健康相談については、対象月数を決めず、各保健センターで毎月1回実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容については、新市移行後速やかに調整する。

(4) **健康教育（老成人保健）**

- ① 集団健康教育については、新市移行後速やかに調整する。
- ② 個別健康教育については、高血圧、高脂血症、糖尿病を統一して実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(5) **健康診査（老成人保健）**

健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施する。徴収金については、西条市の例により調整する。

ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(6) **健康相談（老成人保健）**

- ① 総合健康相談、重点健康相談については、新市移行後速やかに調整する。
- ② 介護家族健康相談については、新市移行後速やかに、総合健康相談を活用するよう調整する。

(7) **予防接種**

予防接種については、西条市の例により調整する。

(8) **保健センターの管理運営**

現行のまま4保健センターを新市に引き継ぎ、合併時に調整する。

(9) **中川診療所**

中川診療所については、現行のまま新市に引き継ぐ。

21-5 環境衛生関係

(1) **一般家庭用ごみ袋配付**

① 一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。

ア 可燃ごみ袋は、1世帯大110枚とする。ただし、5人以上の世帯は、希望により30枚追加して配付する。

イ 不燃ごみ袋は、1世帯大20枚とする。

ウ 粗大ごみ処理券は、1世帯10枚とする。

- ② 指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、新市移行後速やかに東予市及び

丹原町の例により調整する。

(2) ごみの収集

ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。

(3) 環境美化事業

一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(4) 最終処分場

- ① 最終処分場の管理運営については、管理型・安定型ごとに合併時に調整する。
- ② 各最終処分場の搬入範囲は、合併時に新市に拡大する。
- ③ 最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。

21-6 消防防災関係

(1) 防災会議及び地域防災計画

- ① 防災会議については、合併時に新たに設置する。
- ② 地域防災計画については、新市移行後速やかに作成する。

(2) 水防協議会及び水防計画

- ① 水防協議会については、合併時に新たに設置する。
- ② 水防計画については、新市移行後速やかに作成する。

(3) 防災行政無線

- ① 県地上系及び衛星系防災行政無線については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ② 移動系及び地域防災行政無線については、新市移行後速やかに調整する。

(4) 消防団の組織及び団員定数

- ① 消防団の組織については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団の代表者と協議しながら、合併時に統合する。
- ② 西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。
- ③ 団長及び副団長の選任については、合併時に調整する。
- ④ 団員定数については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後計画的に調整する。

(5) 消防本部・署の位置、管轄区域

新市の消防本部の位置については、現在の西条市消防本部庁舎とする。署の位置、管轄区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。
ただし、周桑における消防署庁舎建設設計画は継続して進める。

(6) 消防緊急通信指令施設等

消防緊急通信指令施設等については、合併時に現在の西条市消防本部に通信指令台を置き、通信指令体制の統合とシステムの整備を図る。

21-7 人権・同和対策関係

人権・同和対策（教育）事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き実施するものとする。

21-8 農林水産関係

(1) 農業関係

- ① 農業振興地域整備計画については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市において作成する。
- ② 農業経営基盤強化基本構想、地域農業マスタートップラン、酪農肉用牛生産近代化計画については、新市移行後速やかに作成する。
- ③ 水田農業経営確立対策事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、隨時調整する。
- ④ 水田農業推進協議会については、新市移行後速やかに統合する。
- ⑤ 農地流動化関係事業の制度については、現行のまま新市に引き継ぎ、農地流動化推進員の構成、任期等については、新市移行後速やかに調整する。
- ⑥ 市民農園の貸付料については、現行のまま新市に引き継ぎ、運営方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、隨時調整する。
- ⑦ 地産地消事業については、新市移行後速やかに関係機関と協議のうえ調整する。
- ⑧ 田野中川畠地かん水事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、隨時調整する。

(2) 林業関係

市町村森林整備計画については、新市移行後速やかに作成する。

(3) 水産業関係

- ① 渔港整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ② 渔業経営構造改善事業（築いそ）については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(4) 農林土木関係

- ① 県営土地改良事業負担金については、新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中並びに推進中の地区については、現行のとおりとする。
- ② 現在実施中の中山間地域総合整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ③ 現在実施中の新山村振興等農林漁業特別対策事業については、現行のまま

新市に引き継ぐ。

- ④ 土地改良事業原材料交付業務については、新市移行後速やかに調整する。
- ⑤ 農地・農業用施設災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。
- ⑥ 現在実施中の国補林道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ⑦ 林道災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。
- ⑧ 丹原町単独林道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

21-9 商工観光関係

(1) 商工労政

- ① 企業誘致に関する助成については、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。
- ② 中小企業振興資金融資制度については、合併時に調整する。
- ③ 中小企業火災特別資金融資制度については、西条市の例を基本に調整する。
- ④ 中小企業退職金共済制度加入促進助成制度については、東予市の例を基本に調整する。
- ⑤ 勤労者住宅建設資金融資制度については、合併時に調整する。
- ⑥ 勤労者教育資金融資制度については、西条市及び東予市の例を基本に調整する。
- ⑦ 商店街振興施策については、新市移行後速やかに調整する。

商店街コミュニティ施設建設用地の駐車場としての利用については、当分の間現行どおりとする。

登道第一駐車場については、現行のまま新市に引き継ぐ。

- ⑧ ひうち会館、東予市産業学習館及び小松町まちづくり開発センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

(2) 観光

- ① 観光イベント助成事業等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、隨時調整する。
- ② 観光P R事業については、新市移行後速やかに調整する。
- ③ 温泉施設の維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。

21-10 都市計画関係

- (1) 新市都市計画（マスタープラン）については、新市移行後、新たに策定する。
- (2) 都市計画審議会については、東予市の例を基本に調整する。
- (3) 国土利用計画（市町村計画）については、新市移行後、新たに策定する。

21-11 建設事業関係

(1) 道路の管理等

- ① 市道の整備計画については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の計画を基本に策定する。
- ② 道路認定基準については、西条市、東予市の例を基本に調整する。
- ③ 開発道路・指定道路引取りに関する基準については、西条市の例を基本に調整する。
- ④ 道路維持管理事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(2) 公共用地取得事務

公共用地取得事務については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(3) 公共施設（道路・公園・河川等）里親制度

公共施設（道路・公園・河川等）里親制度については、東予市の例により調整する。

(4) 愛媛県がけ崩れ防災対策事業

愛媛県がけ崩れ防災対策事業の地元負担については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(5) 港湾施設の管理

港湾施設の管理については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、隨時調整する。

21-12 上・下水道事業関係

(1) 水道事業

- ① 水道事業（経営変更認可）については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、隨時調整する。
- ② 水道料金については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、隨時調整する。
- ③ 加入金については、東予市の例を基本に調整する。ただし、再設加入金については、20,000円とする。
- ④ 手数料については、西条市、小松町の例を基本に調整する。
- ⑤ 西条市西ひうち水道及び黒谷水道の水道料金等については、現行のとおりとする。ただし、西条市西ひうち水道の量水器使用料については、水道料金の量水器使用料に準じて調整する。

(2) 下水道事業

- ① 公共下水道整備事業（全体計画）については、新市移行後早い時期に、小

- 松町を含めた全体計画の見直しを行う。
- ② 下水道使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、隨時調整する。
- ③ 受益者負担金等について
- ア 単価については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、隨時調整する。
- イ 納期については、東予市、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。
- ウ 前納報奨金については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。
- ④ 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- ⑤ 水洗便所改造資金融資及び利子補給については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに融資を受けたものについては、それぞれの旧市町の例による。
- ⑥ 西条市西ひうち下水道の使用料並びに分担金については、現行のとおりとする。

21-13 教育関係

(1) 市立小中学校の通学区域

市立小中学校の通学区域については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、隨時調整する。

(2) 奨学金貸付事業

奨学金貸付事業については、西条市の例を基本として、新たな制度を創設する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。

なお、合併する年度までに貸付を決定したものについては、引き続き西条市の例による。

(3) 国際理解教育事業（海外派遣事業）

国際理解教育事業（海外派遣事業）については、新市移行後も事業を継続し実施する。ただし、事業内容等については、新市移行後速やかに調整する。

(4) 学校給食の実施

- ① 調理方式については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、隨時調整する。
- ② 給食費については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- ③ 光熱水費の負担方法については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

④ 保存食代の負担方法については、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(5) 幼稚園管理運営

① 定数、学級数については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、隨時調整する。

② 入園料は、小松町の例により調整し、授業料は、国立幼稚園の例に準じ調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

③ 保育時間については、東予市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

④ 給食については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、隨時調整する。

⑤ 通園区域については、原則として新市の全域とする。

⑥ 通園スクールバスについては、当分の間、現行の区域内で新市に引き継ぐ。

(6) 就園援助

就園援助については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(7) 市指定文化財

市指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(8) 文化祭

文化祭については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、関係団体と協議しながら隨時調整する。

(9) 各種スポーツ大会

各市町で行っている各種スポーツ大会は、原則として現行のとおりとする。ただし、統一できるもの、全体で実施した方が効果的なものについては、新市移行後速やかに調整する。

(10) 成人式

成人式については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、開催日を統一し、開催会場及び方法についてはそれぞれの旧市町の例により実施する。

(11) 公民館管理運営

① 東予市中央公民館を、新市の中央公民館とする。小松町中央公民館は、新市の地区公民館とし、西条市中央公民館及び丹原町中央公民館は、廃止する。

② 新市の中央公民館の使用料については、現行のとおりとし、地区公民館の使用料については、西条市の例により調整する。

③ 休館日については、毎週月曜日、国民の祝日及び年末年始を休館とする。

④ 開館時間については、西条市の例により調整する。

(12) 図書館管理運営

① 図書館については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、移動図書サービスについては、新市移行後速やかに西条市の例を基本に調整する。

- ② 休館日については、西条市の例により調整する。
- ③ 開館時間については、9時30分から19時までとする。

21-14 電算システム関係

電算システム関係については、次の基本的な考え方により、市民サービスの低下を招かないよう統合する。

- (1) 合併時に電算システムを統一する。
- (2) 合併前に情報通信基盤（ネットワーク）の整備を図る。

21-15 情報公開関係

- (1) 情報公開制度については、西条市、東予市及び丹原町の例を基本に、新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の公開の対象となる文書については、それぞれの旧市町の例による。
- (2) 個人情報保護については、東予市の例を基本に、新たに制度を創設する。
- (3) 市長の資産公開については、現行のまま新市に引き継ぐ。

21-16 広報広聴関係

- (1) 広報紙の発行については、現行のとおりの手法で新市において発行する。
- (2) 広報ビデオについては、西条市の例により新市移行後速やかに調整する。
- (3) 市民カレンダーについては、広報紙面内への移行の検討を含め、新市移行後速やかに調整する。
- (4) ホームページについては、合併時に新市のホームページを作成する。
- (5) 市勢要覧については、新市において作成する。
- (6) 広聴事業については、合併時に調整する。
- (7) まちづくり住民講座「出前講座」については、丹原町の例を参考に、新市移行後速やかに調整する。
- (8) C A T Vについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

21-17 その他の事務事業

(1) 企画

- ① 総合計画については、新市移行後新たに策定する。
- ② 国際交流員招致事業と友好都市交流事業については、西条市の例により調整する。
- ③ 行政改革大綱については、新市移行後新たに策定する。

- ④ 男女共同参画における事業推進の基礎となる計画の策定と女性団体の連絡協議会の設置については、新市移行後速やかに調整する。

(2) 総務

- ① 名誉市民制度については、新市移行後速やかに調整する。
名誉市町民の称号受章者については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ② 功労賞制度については、新市移行後速やかに調整する。
功労賞受賞者については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ③ 市民無料法律相談については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。
- ④ 集会所建設（維持管理）については、現行制度を基本として、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。

22 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

調 印 書

西条市、東予市、丹原町及び小松町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2 第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成16年2月29日

西条市長

東予市長

丹原町長

小松町長

立 会 人

愛 媛 県 知 事

西 条 市
合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

東 予 市
合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

丹原町
合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

小 松 町
合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

西条地方局
合併協議会委員

顧 間
合併協議会顧問

合併協議会顧問

合併協議会顧問

合併協議会顧問